

法務・検察行政刷新会議（第3回）

議事録

- 第1 日 時 令和2年8月27日（木） 自 午後 1時01分
至 午後 3時03分
- 第2 場 所 法務省20階第1会議室
- 第3 議 題 1 検討すべき具体的事項についての意見交換（続き）
2 「検察官の倫理」に係る当局からの説明
3 「検察官の倫理」についての議論
4 その他
- 第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○保坂事務局 それでは、ただいまから法務・検察行政刷新会議の第3回会議を開催いたします。

○鎌田座長 本日は大変お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

まず、出席状況についてですが、本日は委員等の皆様、全員御出席いただいております。ただし、富山委員におかれましては御所用のため午後1時30分頃に御退席予定であると伺っております。また、山室恵元委員の後任といたしまして河合健司委員が新たに就任され、今回の会議から御出席を頂いておりますので、河合委員より自己紹介を頂きたいと思っております。

河合委員、お名前と御所属、御専門等の自己紹介をお願いいたします。

○河合委員 河合でございます。どうぞよろしくお願いたします。私は平成29年4月に定年で退官するまで、約37年間ですか、裁判官として主に刑事裁判を担当してまいりました。実務以外では司法研修所の司法修習生に対する教官、これが比較的長い、7年ぐらいやっております。現在は第二東京弁護士会におきまして弁護士をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に移らせていただきます。

まず、議事1番、検討すべき具体的事項についての意見交換です。これは前回、途中までで途絶えておりますので、前回御出席いただいていた委員の皆様から、まず、この会議で検討すべき具体的事項等について御発言を頂ければと思っております。前回も1人5分以内という時間制限を課しておりましたので、等しくそのような形で御発言を頂きたいと思っております。それによりまして委員全員の御意見を頂いたということになりますので、その後に意見交換に移りたいと思っております。

それでは、最初に、前回御欠席でありました富山委員、お願いいたします。

○富山委員 どうもありがとうございます。資料の中の最後の方に、法務・検察行政刷新会議意見書、今回の三つの論点というのを用意しております。ちょっと長いので下線のところだけ、飛ばしてさっと読んでいきます。いろいろ私なりに、皆さんの御意見とかをいろいろ伺って、自分なりにやや青臭いところまで遡って整理したものです。読んでいきます。

今回提起されている三つの問題と、そのきっかけとなった三つの事件に対する国内外の強い反響の背景には、①刑事訴訟手続が追求すべき二つの価値、すなわち犯罪の摘発・抑止に関わる真実究明と、被疑者・被告人の人権保障に関わる適正手続との間における緊張関係の問題、もう一つは、三権分立において非政治部門である司法（裁判所）と、政治部門である立法及び行政との間で、検察と法務がそれぞれ組織レベル、個人レベルで取るべき立ち位置の難しさ、この二つの根本問題があるように私は感じました。

村木厚子さん事件に端を発した前回の在り方検討会議においても、この根本的な問題構図がやはり論じられているので、今回も、これはやはり普遍的、恒常的な重要問題なので、本刷新会議でもその意識を持つということを私は期待しています。

その脈絡で、論点1について、倫理問題についてですが、これは倫理問題と検察庁及び法務省との政治部門との距離感がやはり私はリンクすると思っております。真実究明、すなわち検察官の実体的真実主義的役割、あるいは準司法官性に傾くほど、検察官の行動倫理に関す

る要請として、組織上・役職上はもちろん個人としても、政治部門である内閣や国会との一定の距離を置くという議論にやはり私は傾くと思います。他方、検察官に対して、また高い廉潔性を公私問わず国民が期待するのは、私は自然な流れだと思います。ましてやネット時代の到来で、公私の区別なく言動が世間、すなわち主権者ですが、の目にさらされる現代的な状況においては、これは事のよし悪しは別、私は実は余りいいことだと思っていないんですけれども、ただよし悪しは別として、準司法官であり、かつ捜査権、公訴権に関わる大きな裁量的権力を有する検察官に対する国民の目は、より高官になるほど厳しくならざるを得ないです。

ちょっと飛ばしていただいて、この刷新会議においては、かかる刑事司法が追求すべき二つの価値の間のバランス論を基盤に、検察官の倫理問題に連動し、かつその背景にある政治部門（内閣に直属する法務省を含む）と準司法官的性格を持つ検察ないし検察庁との間の距離感、両組織の人事システム上、キャリアパス上の位置関係についての議論は私は避けて通れないと思っています。

論点2、法務行政の透明性、文書問題です。これは、やはり法務省の組織経営の在り方があると思っています、官僚組織全体がかかる意味でいろいろな問題が、これは実は法務省に限らず、起きているわけです。多くの省庁で人材の劣化やモチベーションの低下が指摘されています。実際、若い世代の多くにとって、中央の官僚組織のキャリア職は、これははっきり言ってしまいますけれども、ベスト・アンド・ブライテストが志望する就職先ではなくなっています。これは単なる給料の問題ではなくて、やりがいや自己実現欲求を含めたトータルな動機づけ体系として、いまだ強固な終身年功秩序の呪縛の中にあるキャリア官僚の仕事が魅力的ではなくなっているということです。これは、恐らく法務省も例外ではありません。

ちょっと飛ばしていただいて、こういう事案が繰り返し生じる背景には、やはりこうした構造矛盾の中で国家公務員制度、取り分けキャリア官僚制度をめぐる制度疲労と、それに起因するモラル低下が背景にあると私は思っています。

法務省については、こうした多分、霞が関共通の問題に加えて、最高幹部ポストの多くを法曹資格者、取り分け検察庁出身者がほぼ固定的に年次順繰りで占める慣行となっており、これははっきり言えますけれども、かなり硬直的な組織人事運営が行われているように見えます。もちろん例外はありますけれども、少なくとも民間の感覚で言うところにはあり得ないくらい硬直的です。法務行政の重要部分を刑事司法に関わる政策の立案と遂行が占め、検察官としての経験や両組織間での情報共有がそこで有用であることは否定しません。しかし、そのことが法務省の幹部ポストを検察庁、検察官のいわゆるエリートコース、キャリアパスとして固定化されることを必然化しないと思います。

それから、現代の時代認識として、法務行政はますますダイナミックで幅広いスコープの知見、グローバルな視点を取り込みながら、時にスピーディーな政策対応を迫られる時代になっています。だとすれば、優秀な法務行政官は、ますます時代の変化に対する感度を持ち、柔軟で、法曹の枠、官僚の枠を越えた経験と知識の多様性に富む人材、そして民主的政策形成過程に強い人材である必要が出てくると思います。組織の長として検事総長と法務事務次官の適性条件は重なる部分があるかもしれませんが、準司法官として組織人としても個人としても厳しい廉潔性、純理性要求にさらされる傾向が強まる検察官の在り方と、政治的ダイナミズムの中で行政官としていい仕事をするを期待される法務行政官の在り方は、今後

は距離が遠くなることこそあれ、近づくことはないと思います。

次に、論点3、これはずっと、ここに入れるかどうかともめている武器対等原則をめぐる刑事司法制度の在り方なんです、日本の戦後の刑事司法制度は、英米的な刑事訴訟手続観を反映した新憲法の下、真実究明と適正手続の間でアンビバレンスを抱えながら、トータルとしてそのバランスを取ってきたと思います。むしろバランスは取れてきたと思います。そのバランス感ゆえに、国民的期待がすごく高くて、要するに検察に関する信頼感、やはり日本は高いと思います。アメリカのドラマとかを見ていると、地方検事とかはろくでもないやつばかりなので、やはり日本はすばらしいなと思います。しかし、逆にそれがあゆむゆえに、少しでもそれを裏切る事件、権限行使が捜査訴追抑制的に見える事件でも、逆に過剰に見える事件でも、それが起きると激しいバッシングにつながる土壌があります。

村木厚子さん事件やカルロス・ゴーン事件が、特に長期拘留と取調べにおける弁護士同席に関わる問題について、武器対等原則という被疑者・被告人の人権保障により重点を置いた適正手続的な世界観から、我が国の刑事司法もまだ遠いところにあるのではないかという議論が、今後も私は、これはずっと惹起し続けると思います。これはずっと続くと思いますよ、きっと。それから、前回の在り方検討会議でも、この武器対等原則に関して、被疑者・被告人の防御力を高めることと併せて、本人供述以外の部分での捜査・訴追側の武器の強化の議論もされているんですが、この適正手続と真実究明をより高いレベルで両立させる議論というのは、この会議を含めたあらゆる機会において国民に開かれた場所で、私は行うべきだと思っています。ある意味でこれは、緻密性も大事なんですけれども、やはり国民に開かれた場所で常に議論しているということが私はすごく大事だと思っています。

これは憲法31条を源とする根幹的な問題であるというだけじゃなくて、国際情勢の変化、犯罪行為の国際化やサイバー化、あるいはコロナショックで更に進展するネット空間における人権意識のグローバル化の進展をにらみながら、日々やはりこのダイナミズムにさらされている問題だからです。

それから、もう一つ、これは経済人としての意見なんですけれども、知識集約産業化の時代において、資源小国の日本が持続的に繁栄するためには、海外の高度人材に日本を選んでもらい、長期滞在、定住、そこで仕事をしてもらおうということが非常に重要な国家的課題です。そうした人々は当然に権利意識が強い人々なので、そういった人々にとって刑事司法手続が制度と運用の両面で他の先進国に近いものであるということは、当然これは安心感を与えますから、実体面とイメージ面の両方で重要です。私は、激変する世界の中で、この数年間の間を取っても、この辺はすごく変わっていると思うので、この辺も議論できればと思います。

最後に、まとめですが、刑事司法をめぐるのは、世論は一方で政官財に対しても遠慮なく積極的に真実究明と捜査・訴追を行うことを検察官に期待します。他方で、冤罪事件に関連して被疑者・被告人の人権保障と、そのための手続的保障の強化と、刑事的権力作用の牽制を捜査・訴追・公判の全般に対して求めます。ここにはやはりアンビバレンスがあります。また、政治運営における政治主導の民主的正当性を基盤として、政治主導が強まる中で、「官僚たちの夏」で描かれたような官僚組織の政治からの独立性、超然性は、私はもうこれは望むべくもないと思っています。法務省もその例外ではないです。その一方で、国民はむしろそれゆえに、検察官に代表される刑事司法執行の政治からの独立性を強く期待します。

これもある種のアンビバレンスです。

要は、今もろもろ起きている問題は、恐らくこのアンビバレンスのバランスがちょっと崩れてきているんだろうと思います。そういう意味で言うてしまうと、やはりこの会議で是非とも、そのリバランスを議論していつてもらいたいと私は思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、次に、同じく今回は御欠席でありました小林オブザーバー、お願いいたします。

○小林オブザーバー ありがとうございます。

私も簡単なペーパーを提出させていただきましたので、こちらが皆様のお手元にあるかと思えます。前回の議論の議事録を拝読して、今、富山委員がおっしゃった三つの論点の第1と第2、倫理と行政手続については、恐らく議論に入ることが決まっていると思いますので、第3の論点である刑事手続の在り方について含めるかどうかということについて、私見を簡単に述べさせていただければと思います。

私は本当に法曹界の外の間人ではあるんですけども、やはり事前に頂戴した法務省さんからの資料、あるいは前回の委員の先生方の御議論、あるいは御提出された資料などを拝読しても、やはりこの第3の論点は是非この会議でオープンに議論ができればなというふうに思っております。

二つ具体的に、ここはちょっと一人の国民として素朴な疑問を感じるなという点をペーパーにも書かせていただきました。富山さんからも御指摘があられた、弁護人の立会いについて、そして取調べの可視化について、です。これらを含めた刑事手続の在り方については、以前の検討会議を踏まえて法制審でも議論がなされているということは重々承知した上で、やはりこうした国民に開かれた会議の場で、改めて大きな方向性だけでも議論ができればなというふうに思っております。

最後にちょっと付記してあるんですけども、これは私が一般国民として、こうあるべきであるという強い意見を持っているというよりは、あくまで、こうした会議で一度きちんと議論をしておく必要性を感じるというに過ぎません。あるいは、何度かほかの委員の先生からもありましたけれども、もし日本の法制度が非常に特殊なものであって、それがなかなか国際的にも理解されていないという事実が本当にあるのだとすれば、どうやって国際的な理解を得ていくのかという観点も含めて議論ができればなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

少し事実関係の補足的な説明をしたいという事務局からの申出がありますので、ここで発言をお願いします。

○保坂事務局 事務局の保坂でございます。今のペーパーの中の2ページ目の(2)の取調べの可視化との関係で、録音・録画の制度と実施状況に関連して記載がございますが、この点につきまして、第1回、第2回の刑事局の担当からの御説明の中でもございましたように、録音・録画の制度と運用とがございまして、制度につきましては、昨年の6月1日から施行されて、施行後3年を目途に見直すという規定が設けられていること、それから、制度以外の運用につきましても、公判請求が見込まれる事件で、必要な事件については録音・録画が実施されているという御説明がありましたので、少し補足させていただきます。

それから、録音・録画の実施状況、数字も含めまして、検察の在り方検討会議の提言に基づいて設けられた参与会に報告して御意見を頂いております。その状況につきましても最高検のホームページで公表しておりますので、御参照いただければと思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

○小林オブザーバー ありがとうございます。

○鎌田座長 続いて、新たに御就任いただきました河合委員、お願いいたします。

○河合委員 まだ勉強途中でして、メモ程度のものを出させていただきました。

まず、検察の倫理についてですが、今回の問題は検察倫理に関しまして、検察の理念の実践をはじめとするこれまで行われてきた取組、これについて抜本的な見直しを迫るものとは私は思っておりません。ただし、国民に検察官の倫理意識について疑念を抱かせたことは、これは否定できないところであると思っております。

そこで、私としては次のような事項について検討してはどうかと考えております。検察倫理の更なる定着を図るために取るべき方策ということで、現在行われている倫理に関する教育・研修、あるいはそれに限らず、その他の方策について、この検討会で問題点を洗い出し、民間企業や団体等における実践例を参考にしながら、私生活における倫理の問題を含めて、倫理を更に周知徹底させるための具体的方策を検討してはどうかと考えております。

なお、私生活上の行動に関する規律を設けたらどうかという御意見が出ているかと思いますが、我が国の法曹三者は法律の専門職として、職務外においても品位を保持する義務、これは法曹三者共通の倫理として必要だと一般的に解されております。検察官の法的根拠についてはここに記載したとおりです。その実践につきましては、これまで基本的には個々人の自覚と自律に委ねられて来ております。確かに、具体的な規律を設けたらいいのではないかと御意見も分からなくはないのですが、規律を設けることは、私生活を必要以上に自制させて、検察官としての健全な成長を妨げるおそれがあるのではないかと私は思っております。その必要性について、特に我が国においてそれが必要かどうかについては、慎重に検討すべきであると考えます。

それから、検察官とマスコミの関係についてもいろいろ御意見が出ておりますが、私は裁判所において司法行政に携わった経験からしますと、このマスコミと検察との関係は相当デリケートなものがあるとうかがわれるところでございます。この検討会で議論することによって、下手をするとマスコミの取材、報道の自由への介入ということで、そちらの方から批判を招きかねないという危険性もあることからしますと、検察とマスコミとの関係について、行政機関である法務省という内部に設置されたこの会議の議題とすることは、できれば避けられた方がいいのではないかとというのが私の意見です。

次に、法務行政の透明化に関して、文書の作成や保管につきましてはここに書いたとおりで、皆様の御意見のとおり議論するのがいいかと思っております。

法務省と検察との人事面での関係の在り方につきましては、皆様からいろいろな御意見が出ていることは承知しております。根本的に改めたらいいのではないかと御意見も出ておりますが、法務・検察組織のこれは根幹に関わる問題かと思われまます。全国各地の現場への影響も大きいことから、これをやるとなると相当の時間をかけて慎重に検討すべき事柄であって、果たして本会議で議論し提言を出すことが本当にできるのだろうかというのが私の

偽らざる感想でございます。

もっとも、現在、検察官には非常に多くの有為な、有能な人材がそろっておるというのが私の認識でございます。法務・検察の組織全体の健全化、あるいは活性化のためには、いわゆる出世ルート、出世コースといわれるような硬直した人事は決して好ましいものではないと思っております。もしそのような慣行が残っているとすれば、可能な範囲でこれの解消に向けた努力を組織としても惜しむべきではないというのが私の意見です。

それから、第3番目の問題ですが、刑事司法手続について、特に司法制度改革以降、我が国の刑事手続が大きく変わりつつあることについて、なかなか理解が得られていないという現状があるようでして、裁判官として実務に携わった私としては非常に残念に思っております。したがって、これについては是非、国際広報の在り方について、多方面から検討していただきたいと思っております。

なお、刑事手続の見直し論について、今も御意見がございましたが、これは結論的に言うと、やはり専門家を交えた法制審議会などの場に委ねるのが相当であるというのが私の意見でございます。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

以上をもちまして、この会議で検討すべき具体的事項についての各委員の御意見を全て伺ったところでございます。ただし、一方的に御意見を伺ってきただけで、ほかの方の御意見に対する質問、あるいは他の委員の方の御意見を踏まえて、更に自分の意見を補足したい、こういうふうなことがございましたら、ここで意見交換をしたいと思っておりますので、お願いいたします。

なお、繰り返して恐縮ですけれども、できるだけ多くの方に発言の機会を確保できるようにするために、1回当たり5分をめぐりにしていただきたく、そこで紙を入れさせていただいたりしておりますが、何とぞ議事進行に御協力を頂きたいと思っております。

それでは、御発言される方は挙手をお願いしますが、ウェブ参加の方もいらっしゃいますので、発言の冒頭でお名前をおっしゃっていただければと思います。

それでは、井上委員、どうぞ。

○井上委員 井上でございます。これから検討事項の絞り込みの作業、意見交換をするに当たって、共通の前提的な事項につきまして、ちょっと皆さんの意見を伺って感じたことを三つほど述べさせていただきたいと思っております。

まず一つは、検討事項の絞り込みに際して、この会議の設置目的とか達成目標というところをだんだんコンセンサスを得るようにしていかないと、終点が見えなくなってしまうのだなと不安に感じたということでもあります。

二つ目は、その出口の考え方ですが、何らかの提言をしていくということでありましょう。何か改善を要する提言をするんでしょから、その改善を要する問題状況について、具体的な事実を摘示できなければならないということが一つ、確認しておきたいかなと思ったところであります。

3番目に、在り方検討会議は大変すばらしい提言を出せたわけなんです、そのときと今回とは前提条件が異なっているなということを認識したということでもあります。この最後の点についてちょっと敷衍して言いますと、在り方検討会議のときは、その原因となった事件、

一連の不祥事は全部刑事事件になったと、そのために、裁判所の判決とかそういうところで事実関係が確定されたということがありまして、しかも、これに加えて最高検も自ら検証して報告書を出しておりまして、その中でより詳細な事実を認定した上、最高検自体が問題状況を自己分析して、特捜部における録音・録画の施行を含めた改善策を自ら提示したと。在り方検討会議としては、それを踏まえて、事実認定を踏まえて議論して、検察の自己改革の方針を是としつつ、さらにそれを推進する方向性を示すことができた、そういう経緯があったのではないかと思います。

翻って本会議の状況を見ますと、今回の一連の問題状況とか事態とか事件、提案に係るその他の項目にしろ、その改革とか刷新を必要とする事実的基礎というのが曖昧なものが非常に多いと感じております。そして、この会議が何のために何を議論すべきかということ自体をこの会議で決めるということになっておりますので、よほど注意していかないと論点が拡散して漂流してしまうのではないかと心配をしたところでございます。

実は私も、大臣が最初の会合の冒頭で聖域なく何でも議論してほしいと挨拶されたのを聞きまして、私の持論なんですけれども、この法務・検察行政のデジタル化の徹底的な推進というのをやりたいと思っておりましたので、それを提案しようかと思ったんです。もう記録の原本は全部紙から電子に移行させて、情報通信技術とか人工知能とかの活用もして、抜本的に近代化、合理化すれば、いろいろオンラインの事情聴取とか接見とか、新しいことをいっばいできるようになっていって、世界に冠たる刑事手続のインフラが整備できるんじゃないかと思ったんですが、やはり今回の一連の事態との関連性はちょっと遠いなということも認めざるを得ないので、余り論点を拡散させるのを避けるためにも、ちょっと提案は差し控えたということでございます。

私自身はこの会議の目的は、損なわれた信頼の回復というところを中心に据えて、比較的短い期間で一定の提言を出して、早期の信頼回復につなげることが最も大切だと思っておるところでございます。そういう観点からは、今後、検討事項を絞り込むに当たっては、一連の事態との関連性がどの程度あるかということ、それから、提言の履行を法務・検察に期待できるだけの事実的根拠のある問題状況が把握できているかということ、3番目には、この会議体の委員構成に照らして十分な議論ができる項目の内容であること、4番目は、これは言わずもがななんですけれども、会議体で議論して意見が集約できる一応の見込みがあること、そのようなことを念頭に置きながら、法務・検察において適時適切に実行される中身のある提言をスピーディーに出すと、そういう方向に持っていけたらいいかなと思って、差し出がましいですが、議論の最初にちょっと考え方を紹介させていただきました。

○鎌田座長 ありがとうございます。ただいま御指摘がありましたような点に十分配慮して、できるだけ早く論点整理を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかの方。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。これまでの論点についての議論を伺ったところで、私が幾つか感じたことを申し上げたいと思います。要旨のペーパーを提出しております。

まず、過去の個別事例を取り上げるべきでないという御意見を伺いました。確かに過去の個別事例での処分や措置が妥当であったかどうかを議論するのは、この会議の目的、役割で

はないと思います。しかし、制度的あるいは構造的な問題は個別事例の中に表れるので、重要な個別事例を抜きにして制度の適否を考えることはできないと思います。

それから、捜査機関からのリークはないのだという御指摘も受けました。しかし、報道を見ていれば、メディアが公式な記者発表以外から情報を得て報道することがあるのは明らかです。それをリークと呼ぶかどうかは、本質的な問題ではありません。だから、事実在即した本音の議論をする必要があると思います。

それから、刑事手続の在り方について取り上げるべきでないという御意見もありました。日本の刑事手続に対する国際的な批判が誤解に基づくものであれば、それに対しては誤解を解く努力をすればよいでしょう。しかし、例えば取調べに弁護人の立会いを許さないというのは事実であって、誤解ではありません。極東の諸国では、韓国、台湾は既にこれを認めているなかで、中国と北朝鮮と日本はそれを認めていません。それが日本の刑事裁判権から逃避することの正当化の口実に使われるような実情は、非常に残念な悔しいことです。これが日本にふさわしい刑事司法の在り方なのかという議論は、やはり必要だと思います。

この会議は法制審議会のような専門家の集まりではありませんので、立法の要綱まで作ることはできないと思います。しかし、運用の改善を提案することとか、法改正の大きな方向性を示唆することはできると思います。実際、検察の在り方検討会議でも、特に取調べの録音・録画についてそのような提言をして、それがその後の運用と立法に活かされたという経緯がございます。

取り分け、取調べに弁護人の立会いを認めるべきかどうかは、特別な専門知識がなくても議論できる問題です。つまり、刑事手続の専門家でなくても問題の意味が理解しやすいと思います。この問題については検察の在り方検討会議でも、その後の法制審議会の特別部会でも、賛成、反対、両論が対立して、先送りにされてきたという経緯がございます。専門家同士の議論ではその繰り返しになって、先に進みません。この問題は2016年の法改正の附則が求める施行後3年後見直しの論点にも入っていません。だからこそ、この会議で刑事法の専門でない方々が、例えば取調べを受けた経験者、あるいは現役の検察官、弁護人などの経験と意見を聞いて、言わば市民の視点から見識を示すことに重要な意味があると思います。それによってこそ、このような会議の構成の特色が活きるでしょう。また、この会議には元捜査官の委員もいらっしゃるわけで、現役の捜査官よりも、むしろ自由に議論ができて良いと私は思います。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、篠塚委員、お願いします。

○篠塚委員 現在、検察官の倫理、法務行政の透明化、刑事手続の海外からの批判も含めて、三つのテーマをどう取り扱うかということで検討されているわけですが、前回、金指委員が、実際に携わっている人たちの風土や体質が変わらなければなかなか定着していかないという発言をお聞きしまして、本当に目からうろこが落ちる思いをしました。やはりこの三つ、ばらばらに議論するのではなくて、何か共通するものがあるのではないかということを感じました。組織としての文化や土壌に、やはりいい面も悪い面も含めて、あつて、そこに到達していくのが、法曹という者にはなかなか難しく、本当にいろいろな経験をされた市民の方、経営者の方々から、やはりずばっと問題を指摘していただくということが今

回されて、そこに希望を持ったということがあります。やはりテーマごとに響き合っている問題、あるいはつながっている問題があるのではないかというふうに思いました。

やはり検察官の倫理と刑事手続の海外からの批判というのは、実はつながっているところが多いのではないかと思います。村木さんは、検察官に話せば分かってくれると思ったけれども、実際は違っていたということをおっしゃいました。やはり検察官は有罪立証に傾斜した当事者ではなくて、検察官には被疑者・被告人の言葉に耳を傾け、被疑者・被告人にも有利な証拠を出していく、そういう役割があるんだということを多くの国民が期待し、検察官の倫理として求められているのではないかと。こうした倫理に違反すれば検察官が懲戒されたり、それによって公正な刑事裁判や再審の審理が進行することによって、一層検察の信頼は高まるのではないかというふうに考えます。

こうした問題について、例外はありますけれども、アメリカにおいては審判者となる可能性のある市民に向けて誤った判断を導くような検察官のコメントについて規制があります。これが、（注）をつけておりますけれども、テキサスの専門職規範を挙げておりますけれども、それ以外にもABAの方で詳しいそういう、マスコミとの関係についてもありますし、それはもちろんイギリスにも、カナダにも、ニュージーランドにも、香港にも細かい規定があって、難しいからこそ細かい規定で適正な運用が求められているわけです。そして弁護士から見ますと、リークがあると無罪推定だとか公正な裁判を侵害されるということを感じてしまうわけですから、これはやはり倫理の問題として、また刑事訴訟の問題として、両方響き合って議論していくべきだというふうに考えています。

法務行政の透明化と刑事司法の問題というのは、先ほど富山委員が言われた、そのとおりでと思います。第1回の審議でもおっしゃいましたけれども、やはり実は遡ると構造的なところに根っこがあるのではないかと、あるいは、先ほど言いましたように、民主政治の統制下にある法務省と、政治から独立していかなければならない検察の業務執行というものは、やはり分けて考えて、本来はそこをきちんと整理しなくてはいけないのではないかと。やはり検察と法務の文化や土壌が一体化している、そこに問題があるのではないかというふうに私も感じています。

検察官の定年延長の問題というのは、政治が検察の独立の土壌に踏み込んだということで批判が出たのではないかと思います。逆に、法務省の文書作成と管理が民主政治の事後検証に耐え得るものでなかったのではないかとという批判も出てきているわけです。この点は十分に検討していく必要があります。

やはり村木さんの冤罪事件から10年が経過して、数々の改善が正になされて、施行されているわけですが、それによって法務・検察行政の文化や土壌がどこまで変わっていったのかということを見据えながら議論していくのが今回の我々の役割ではないかと思います。

そういう意味で、在り方検討会議の今の結果というものを、あるいはどこまで進んでいるかというものを十分に一旦は把握した上で、次に議論をどうするかを考えていくというのがよろしいのではないかというふうに思っています。

○鎌田座長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、お願いいたします。

○太田委員 これまで出てきた意見を伺ってきて思ったことをちょっと申し上げたいと思いま

す。

刑事司法制度に関する事項は、法制審などの専門の場に譲るべきだろうということを前回も申し上げているわけですが、この場で御意見として出されていますような、弁護士会の立会いを含む取調べの在り方ですとか、あるいは勾留制度の問題、証拠開示の問題といったようなことは決して新しい問題ではなくて、かねてから法制審の場などにおいて、この場で提起されている趣旨と、私の理解するところ、ほぼ全く同じ意見がかねてから出されていますし、これに対しては捜査機関側からも様々な意見が出されて、長らく議論が続けられてきたところだと思います。改めてこの問題を取り上げても、恐らく同じような議論の繰り返しのようになって、非生産的ではないかということをおっしゃいますのと、それから、この場で自由な議論ということをおっしゃいますけれども、刑事司法制度、犯罪捜査もそうですけれども、これは法務省なり捜査機関、現職の方々が責任を持った立場で運営に当たっておられるわけで、その責任というのは非常に重いものがあると思います。そういう立場の方を抜きにした議論というのが、これまた生産的なものになるかどうかというのには疑問があります。もちろん私自身も犯罪捜査に携わってきた者として個人的な思いはありますけれども、その責任のない立場から自由な議論というのをやりますと、かえって場外乱闘みたいなことになって混乱を招いてもよろしくないような、そういう感を抱いております。

それから、この刑事司法の話について海外との対比から、取調べや勾留の問題を指摘される向きもありますので、海外との対比という点についてだけ申し上げますと、刑事司法制度というのは、これまでの経験上もそうなのですが、各国によって歴史と文化が違うように、実に違いがあるというふうに考えております。例えば、昨今流れていますニュースを見ても、外国警察が逮捕制圧行為でどういうことをやっているか、あるいは武器の使い方でどういうことをやっているか、デモの規制のやり方でどうやっているかという、さらには刑罰法令の制定ですとか、あるいは刑事訴訟手続、こういったものがかなり我が国と違うということは、これは恐らく皆さん、お分かりいただけると思うのですが、刑事事件の世界ということで言いますと、我が国の場合には令状逮捕が大原則で、単位人口当たりの比較で見ますと諸外国と比べて逮捕される人員数というのは極端に少ない方だと理解をしています。また、捜査段階でも身柄拘束期間が最長20日間ということですし、検察庁の判断を経て起訴される人員となると、もっと絞り込まれるというような図式があって、総じて捜査権、拘束権の運用というのは慎重で謙抑的なのではないかというように経験上は感じているところであります。

こういう背景事情を含めて、刑事手続というのは制度全体の議論というのが必要でして、特定の一部だけを取り上げて、それで是非かという結論が出るものではないように思います。例えば、弁護士立会いの問題であれば、そもそも取調べの機能とか、あるいは取調べに関する制約条件といったものも考える必要がありますし、国によっては法律の規定の中で、被疑者が取調べに対して黙秘をすれば不利益推定を可能とする、そういう規定を置いている国もあるように承知をしています。

こういうふうに、制度全体を視野に入れた多角的な検討が必要でありますし、また、海外の批判ということでもありますならば、例えばテロ対策とか、組織犯罪対策とか、資金洗浄対策といったことについて、現職当時にも、例えば会話の傍受が認められていないなど、海外からの批判というのは多々受けてきた経験がございます。我が国の制度が不十分であるとい

う批判もあるところで、海外からの批判というものが当を得たものであるかどうか、我が国になじむのかどうか、何を取り入れるべきかということについては十分な専門的議論が必要で、他方、我が国の制度についての国際的な広報の在り方というのは、これはまた十分に議論していく価値がある話だろうと考えているところであります。

時間の関係がありますので、その点だけ申し上げさせていただきます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに御発言いかがでしょうか。

○井上委員 2回目いいですか。

○鎌田座長 どうぞ、手短に。

○井上委員 すみません、刑事手続の関係でいろいろな御意見が出ておりますので、私の考えも述べさせていただきたいと思えます。

刑事手続法の改正の要否を検討するに際しては、国民が何を期待しているかと考えると、刑事手続に期待するところは被疑者・被告人の人権の確保と真犯人の的確な処罰と、この両立を期待していると思うんです。しかし、この両者は時に相反する作用をすることがあるので、そのバランスの取り方が一番大事だと思います。

今回、被疑者取調べへの弁護人の立会いの提案がされておりますけれども、やはり被疑者の権利として弁護人の立会いを認めると、弁護人が立ち会わない限り被疑者の取調べが一切できないということになると思うんですが、これは現在の捜査構造を根幹から変更する重大な制度改正でありまして、多くの国でやっているから我が国もと簡単に言える問題ではございません。立会いを認めている国が多いから国際標準であるという御指摘もございましたが、立会いを認めている国の多くは通信傍受を広く活用している上、我が国では認められていない自動車内や居室内での会話の傍受とか、覆面捜査官による潜入捜査とか、犯罪と戦うための様々な捜査手法を併せ持っております、このような捜査手段の整備もある意味、国際標準になっていると思うんです。ですから、被疑者の人権と真犯人の処罰の確保の両立に責任を有する国の立場からは、捜査構造の根幹に関わる重大な制度改正の御提案については、様々な観点から総合的に検討しなければいけない、そこで国民が求める適切なバランス点を探していかなければいけないと思うのであります。

そういたしますと、これは非常に実務的にも理論的にも高度で大規模な議論になりますので、刑事手続関係の現場の代表者でありますとか、研究領域や見解の面でバランスの取れた多くの研究者を中心に、なおかつ国民の声も十分に反映できるような委員構成を考えた体制で、かつ十分な実情調査とか国際調査等の資料を踏まえて検討していくことが必要でありますので、この会議でやるには少し荷が重過ぎる問題ではないかなと、やっても非常に中途半端な、結論が出ないと思えますし、中途半端なことしかできないのではないかと思いますので、立会いの導入の可否を検討することに深く立ち入ることについては困難であり、また不適當であると考えます。

もう一つ付け加えますと、前回の法制審議会の中でも立会いの問題は提案されて、中間整理の段階で先送りされた、そんな経緯があるわけでございます。しかし、その点につきましては、録音・録画を導入した今回の刑事訴訟法の改正法の3年後の見直しの中で十分に議論できるだろうと。つまり、録音・録画と立会いというのは取調べの機能への影響という意味で非常に関連性がありますので、これまでの検討の経緯と検討の内容の面の両方から、制度

化の必要性については、改正法の施行状況を踏まえた3年後の検討の場で本格的にやるのが適当であろうと思っているところでございますが、ただ、立会の導入に関しまして、この会議で複数の委員、オブザーバーの方々から御提案があったということは、これは国民の声の一端として非常に重要性が認められると思いますので、この会議における議論の状況につきましては、事務当局において3年後見直しの検討の方の的確に伝達していただくことが適当ではないかと思っております。

○鎌田座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、よろしいですか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 少しでも補足させていただきます。確かに新しい立法をしようということになると、法制審議会のような場が必要になると思います。けれども、運用について、例えば弁護人の立会いは、私の認識では、今の実務ではほとんど認めていません。それを試しに少しずつやってみたらよいのではないですかという議論は、十分ここでもできると思います。それから、制度の問題として、弁護人の立会いを権利として認めると、弁護人が立ち会わない限り一切取調べができなくなるのかはまた別の問題で、諸外国でもいろいろな在り方があるので、そう単純ではないことだけを申し上げます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 お許しを頂けるようでしたら、ちょっと長くなって恐縮ですが。

富山委員の御意見の中で、全体としては公務員制度全般とか刑事司法制度全体の在り方を議論する上で参考になる鋭い分析と思うんですけども、政治と検察の距離ということ富山委員以外の方もおっしゃっていますが、そもそも公務員制度というのを見ても、国家公務員法の中で職員の政治的行為は制限されておりますし、要は公務員というのとはすべからず政治的な中立性、公平性が求められる存在であるというように理解をしています。検察官というのは捜査権と公訴権を行使する立場ですので、厳正公平、不偏不党ということが特に強く求められるというのは確かだと思いますけれども、かといって、ほかの公務員が政治的に振る舞うことが認められるわけでもありませんし、この点は国会議員たる内閣総理大臣、あるいは国会議員であることが非常に多い各省大臣も、その立場としては行政権の一員でありますので、行政権の行使について中立性、公平性を損ねてはならないということがあるのだと考えております。

ですから、法務省と検察庁を対比して、法務省は検察庁よりも政治に近い存在だというのは必ずしもいえないのではないのでしょうか。政治との距離の問題というのは、行政権の行使が政治的意図によってゆがめられてはならないという趣旨であるならば、それはそういう懸念を生まないような判断が、各省大臣もそうですし、大臣を補佐する公務員にも双方に求められているということなのではないかというふうに考える次第であります。

それから、法務・検察の性格の違いがそれぞれあることは確かなんですけれども、法務行政というのを見ても、司法制度、刑事法、民事法の制度全般を持っていて、やはりこれらの制度に携わる立場というのは裁判実務に精通した人間でないとなかなかできないということもありますので、その意味では親和性がある部分というのも少なくないものとい

うように理解をしています。この点、若干補足させていただきます。

あと、ちょっと1点だけ。先ほど、後藤委員の方から報道との関連についてのお話がありましたけれども、報道記事全体、お話を伺っていると、どうも事件報道の在り方ようになってまいりまして、報道機関というのは、特に耳目を引く事件ですと、関係者全般、捜査機関のみならず、弁護士さんあたりも含めて関係者各般に取材をして、結果を記事にしているということでもありますので、なかなかその全体の在り方を議論するというのは非常に荷が重いといえますか、また、前回も申しましたように、報道機関抜きにしては論じ得ないテーマではないかということを感じましたので、その点も補足をさせていただきたいと思えます。

○鎌田座長 篠塚委員，どうぞ。

○篠塚委員 先ほども言ったんですけれども、報道の自由というのはもちろん重要ですし、それと公務員の守秘義務違反というのは、また別の問題であると思えます。報道の自由というのはアメリカでは極めて重視されているわけですけれども、そのアメリカにおいてこそ、正に検察官の倫理がその部分は詳しく、細かく記載されているという事実もやはり同時に見ていかななくてはいけないのではないかと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

○太田委員 重ね重ね恐縮です。今の篠塚委員の御発言で、テキサス州の法典を紹介されていますけれども、私も英米法は専門ではないので自信はありませんが、ちょっとこの法典を見てみましたところ、条文上は、陪審員がその職務を終わった後、将来に向かって悪影響を与えないようにするために、法律家、法曹ですね、ローヤー全般に対して、そういう影響を与えるような言動をしないようにということを書いているので、どうも検察官固有の倫理の問題について規律しているという話ではないように感じましたので、その点も補足をさせていただきます。

○篠塚委員 アメリカの場合は法曹一元ですから、検察官も弁護士も裁判官も同じレベルということで、先ほどちょっと申し上げたところですが、ABAのルールはもう少し具体的に書いてありまして、要するに、被告人に対する公衆の非難を増強する実質的な可能性のある訴訟手続外の論評を行うことを避けなければならない、これは法曹全体に対して、もちろん例外はありますけれども、基本的には裁判の、それと、補助した捜査官等の論評についても注意をなさいということがルールになっているわけなんです。やはりマスコミはもちろんきちんと裏を取ってやるわけですが、検察官が言うというのは非常に重みがあるので、裁判が始まる前にも被告人が非常に非難を浴びるというような状況は、やはり裁判の公正さを維持する上でも好ましくないという考えがあるのだと思えます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

既にかなり実質的な議論、討論が始まっているところですが、この会議で検討すべき論点整理をしていきたいというのが最初の目標でございます。その点につきましては既に皆様から様々な御意見をいただき、それに対する批判も含めて頂戴したところですので、副座長や事務局と一度これを整理させていただいて、また論点案を提示することとします。これも、最初に論点整理して、それに議論を拘束するというのではなくて、皆さんの議論になじむものから徐々にここで議論すべき論点として提示していくという進め方をしていきたいと思えます。井上委員からも御指摘がありましたように、何を議論するかというのを絞り、かつ、早めに一定の方向性が見えたものについては整理をしていくと、こういうふう

な進め方をせざるを得ないかなと思っっているところでは。

そういう観点から行きますと、第1回会議で法務大臣から三つの大きな柱の提示がございました。その第1番目として掲げられました、検察の倫理というものを取り上げるべきだということについては、御異論がないというふうに思っております。それをどういう視角から、どこまで掘り下げるかという点については、今日も様々な御意見のあったところですけども、なるべく早期に焦点を絞った議論に移りたいということで、早速ですけども、本日この後の時間は、まず検察官の倫理についての議論をしたいというふうに考えておりますが、皆様いかがでございましょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、御了解を頂いたということで、検察官の倫理についての議論を始めたいと思いますが、その前に、時節柄、換気のために5分ほどの休憩を取らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

○鎌田座長 それでは、おそろいになりましたので、議事の2番目、検察官の倫理についての具体的な議論に入りたいと思いますが、その前提として、当局から前提となるべき事項についての御説明をしていただきます。簡略に、要領よくお願いいたします。

○佐藤刑事局総務課長 刑事局総務課長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

検察官倫理に関する規定と検察官倫理を涵養するための取組につきまして、資料に基づいて御説明をいたします。本日お配りしている資料は資料1から資料4でございます。資料1は枝番がありまして、資料1-1から1-6となっております。

まず、検察官倫理に関する規定について御説明をいたします。検察の理念からですが、これまで御説明したとおり、平成22年に発生しました大阪地検特捜部における一連の事態を受けて設置された検察の在り方検討会議の提言を踏まえ、検察におきましては平成23年9月、検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めた検察の理念が策定されました。

まず、お手元の資料1-1を御覧ください。これは、検察の理念の策定に当たりまして検事総長が検察庁職員に発出したメッセージです。その内容は、策定の経緯を確認するとともに、検察庁職員が検察の理念の内容を十分理解して、検察の使命と役割について自覚を深め、日常の職務の遂行に当たってこの精神を体現するよう努力していくことを期待するものとなっております。お手元の資料1-2は、以前にもお配りしましたが、検察の理念であります。この検察の理念は、1ページ目の前文、それから2ページ目の10項目からなっております。

こうした検事総長のメッセージや検察の理念は、検察職員が日常用いるグループウェアのポータルサイトからいつでも確認できるようになっています。また、検察の現場におきましては、例えば検察官や検察事務官の執務室に検察の理念を掲げたり、決裁の場において決裁官が部下職員に対し、検察の理念に基づいた指導、決裁をするなどし、その浸透に向けた取組が継続的に行われているところです。

続きまして、国家公務員法、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程について御説明をいたします。こちらも前回の御説明と重なる点がございますので、簡略に説明をさせていただきます。資料1-3は国家公務員法の条文です。その資料の29/50に国家公務員法第

82条というのがあります。こちらは倫理に関するものとして、例えばその82条1項3号では、懲戒事由として、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合が掲げられているところです。この非行というのは職務外の行動も含むものと解釈されておりまして、したがって、職務外の非行によっても国家公務員、ひいては検察官が懲戒処分を受け得るということになります。

次に、国家公務員倫理法及び倫理規程について簡単に説明をいたします。資料1-4、これが国家公務員倫理法の条文ですが、ページでいうと4/24というところに倫理法の3条がございます。ここには職員が遵守すべき職務に関する倫理原則などが書かれております。

それから、資料1-5は国家公務員倫理規程です。倫理規程におきましては、例えば第2条で利害関係者に関する規定があり、第3条で禁止規定に関する規定が置かれておりますが、利害関係者との間で金銭の贈与を受けたり、供応、接待を受けるなどすることが禁止されていることが定められているところです。

こうした国家公務員倫理法や倫理規程について、年に1回、全検察官が人事院から提供を受けた資料を用いて研修を受けることとされています。

次に、検察官の倫理を涵養するための取組の概要について御説明をいたします。こちらは新しい資料ですが、資料2となっています。検察官の倫理につきましては、日々の業務や定期的な研修、定期的な会同等を通じて周知、浸透を図ることとしています。まず、中段にあります定期的な研修とある項目を御覧ください。検察官のうち検事に限ってこれから説明をいたしますが、検事につきましては任官後、経験年数等に応じ複数回の研修を受けることになっており、その研修の際に倫理等の講話、講義等が行われています。

かいつまんでお話ししますと、まず任官した新任検事は研修を受けることとなっておりますが、これが新任検事研修というものです。その中で、例えば法務総合研究所の幹部、あるいは教官から検事の心構えについての講義や、各種講話等を受けることとなります。こうした研修を受けた新任検事は、実務庁、現場におきまして、先輩検察官や決裁官から事件の決裁等を通じ、いわゆるOJTの形式で、検察官倫理はもとより事件処理の在り方というのを学んでいくこととなっております。

次に、検事は経験年数等に応じて、こちらにありますとおり、検事一般研修、あるいは検事専門研修という研修を受けることとなっております。その中で、例えば法務総合研究所の幹部、検察幹部から、検察官倫理を含む各種講話、監察指導の実情、検察改革や組織運営についての講義を受けたり、辛口の研修という観点を踏まえ、刑事弁護を扱う弁護士の方、裁判官の方から検察の在り方についての講義等を受けることとなっております。

次に、任官から一定年数を経過した検事は、決裁官あるいは支部長に新たに任じられるということがありますが、その場合にも研修を受けることとなっております。その中でも、検察幹部から組織運営の在り方、あるいは過誤等の対応の在り方、監察等についての講義を受けることとなっております。

さらに、任官から一定年数を経過しますと、検事正に新たに任ぜられるに当たって、検察運営セミナーという研修を受けることとなります。ここでは特に、外部の声、組織運営の在り方といった観点を踏まえた研修が行われておりまして、外部講師、例えば大学教授の方、あるいは民間企業の役員の方、専門的知見を有する方など多様な方々を招聘して、働き方改革、あるいは危機管理、こういったことについて講義を頂いているということでございます。

また、検察幹部との間で検察運営について意見交換の時間を設け、様々な観点から自由闊達な議論がなされるようにしております。

次に、この資料の一番下、組織体制を御覧ください。非違行為対策についての検察における実施状況ですが、検察の在り方検討会議提言を踏まえて最高検察庁に設置された監察指導部におきまして、例えば、取調べにおける任意性に疑いを抱かせる尋問方法及び言動や、正当な弁護活動の妨害など、検察官の捜査公判上の違法・不適正行為、またはこれらの疑いを抱かせる行為を把握した場合、調査を実施して必要な対処をしているということがございます。

それから、次に資料3を御覧ください。こちらは、非違行為等防止対策委員会等についてと題するものですが、平成17年4月に最高検察庁に非違行為等防止対策委員会、それから、各高等検察庁にその地域委員会を設置しております。非違行為等の原因分析、防止策の立案、各庁における防止策の実施の支援等がなされてきたところです。

委員会では、例えば非違行為が発生した場合、その原因を分析するとともに、当該事例や処分内容を検察職員に共有して注意喚起を行ったり、検察庁の職員が高い倫理観を持って行動すべきことを自覚するため、非違行為等の具体的な類型についてまとめたものを作成し、各職員がこれをいつでも閲覧できるようにするなどの取組をしています。

この2番に記載してありますとおり、各地域委員会が作成したマニュアルにおきましては、国家公務員法や国家公務員倫理法、同倫理規程で定められた服務に関するルールの解説や、検察庁において過去に発生した非違行為の具体的事例、職場のモラル確保のための手法などがまとめられております。こちらは列挙しておりますが、マニュアルの表題あるいは初版作成年度を記載しており、現在まで適宜改訂をされています。これらの資料は、各高等検察庁及び、対応する地方検察庁の職員がいつでも閲覧できるようになっております。

資料4は、条文関連です。

ここまで資料2に基づいて御説明してまいりましたが、それ以外にも、個々の検察官に対しては、例えば定期的な研修以外に、日々の業務におきまして、決裁時や各庁の実情に応じたミーティングの実施時を捉えて指導教育等を行ったり、職員が一定期間休暇を取るようになる夏期や冬期に、例えば次席検事から部下職員宛に通知を發出して注意喚起を促すなどしております。また、検事正や検事長が参集する長官会同や、次席検事が参集する次席検事会同において、時宜に応じ綱紀の保持を内容とした法務大臣の訓示や刑事局長の指示がなされております。

以上、検察官の倫理を涵養するための取組の概要について御説明をいたしました。

なお、最後に、委員から前回の会議で御指摘を頂きました、検察官が国家公務員倫理法違反で人事上の処分を受けた件数についてお尋ねがありましたので、それについて御説明いたします。1件ございまして、平成21年に自ら捜査・公判を担当した事件の被告人から飲食物の提供を受けたという事実で、平成24年に戒告の懲戒処分を受けて依願退職したという例が1件ございました。

私からの説明は以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

では、ただいまの当局の説明についての質疑応答に移ります。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

鵜瀬委員，お願いいたします。

○鵜瀬委員 鵜瀬です。2点あるんですけども、一つは、今御説明いただいた検察官の倫理を涵養するための取組が十分とお考えなのかどうか、今回の倫理に関する問題を受けて何らか、省として、あるいは御担当として改善する御予定があるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。これまでの取組が十分であるなら、なぜ今回のような問題が起きたのかということにもなります。非常に例外的な事情だと、今までの取組は適切であるというふうにお考えであれば、そのようにおっしゃっていただいてもいいかと思えます。

その点が一つと、それから、私は今回の賭けマージャン問題というのは、一般の検事さんのなさったことではなくて、幹部の方がされたことなので、そこは区別して考えてもいいのではないかというふうに考えています。先ほど御説明いただいた検察官倫理を涵養するための取組のセミナーの、幹部等からこのようなお話をするとありましたけれども、東京高検の検事長のような方はこのようなところで講師をされる方だと思うんです。そういう方が問題行為をしてしまうというのは、一般の検事さんの倫理観とか、あるいは指導とか教育とか、そういうのとはまたちょっと別なものです。幹部の方というのは、その幹部にふさわしい行動ができる人を選んでいるはずだし、そうすべきであると。冒頭の御意見の中で、自覚とか自律とか、そのようなことを言われた方がいらっしゃいましたけれども、幹部には幹部なりの特別な規律というのがあるはずで、それとこのような倫理の取組というのは別に考えてもいいんじゃないかと。もっと言えば、私生活について介入することはいかなるものかという御意見が前回からも出ていますけれども、より高位になっていけばいくほど、私もそういう立場にありましたけれども、プライバシーの範囲というのは変わってくるわけです。そうすると、上の方にいらっしゃる方は、その立場にふさわしい規律というのが必要なのであって、今回はそういうところが問題とされたということではないかというふうに考えています。

後半部分はちょっと意見にわたるところですけども、前半部分で何か補足の御説明を頂けるようでしたら、今日でなくても次回でもいいですけども、お願いします。

○鎌田座長 よろしいですか。では、お願いします。

○佐藤刑事局総務課長 それでは、1点目についてお答えいたします。これまで、今しがた御説明したとおり、倫理の涵養についての取組を検察全体で行ってまいりましたが、当然、不断に見直されるべきものだと思います。また、これは2点目にも関わるお話かもしれませんが、検察官と一口に言っても、それは新任検事から、正に幹部の検察官まで、立場、立場で職務内容も当然、異なるわけでございまして、それに応じてそれぞれに向けた研修等をこれまでも考えてきたわけですが、また、その在り方についても当然、不断に見直すということですし、また、本会議の今後の御議論というのもございますので、またそこは考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○鎌田座長 第2点の方は、おっしゃられたように、御意見にわたりますので、この後の議論の中で、それぞれの委員から考え方を御提示していただく方が妥当かと思っております。

ほかに当局に対する質問がありましたら。

篠塚委員，お願いします。

○篠塚委員 検察の理念の中、10項目、項目があるんですけども、これを更に具体化したような規定というのはないのでしょうか。

- 鎌田座長 当局からお願いします。
- 佐藤刑事局総務課長 検察の理念としては、この10項目でございまして、それを更にブランクダウンしたような規定はございません。
- 篠塚委員 もう一点よろしいですか。この検察の理念の10ある中の五つ目に、真実の供述が得られるように努めるというのは、これは自白を取るという理解でよろしいんですか。
- 佐藤刑事局総務課長 当然、捜査機関に属しておりますし、犯罪立証というのが検察官の責務であるわけですが、ただ、無実の人を起訴するということは当然できませんで、何が真実であったかを希求するというのがございますので、真実の供述というのは、場面によって、あるいは相手によっても異なるものではないかというふうに考えております。
- 鎌田座長 虚偽の供述を取るようなことはしてはいけないという意味ですね。
- 徐オプザーバー すみません、オプザーバーの徐でございます。1点だけ少しお伺いしたいんですけども、民間企業等でも、あるいは裁判官等もあると思うんですが、例えば私生活に関する介入についてもグラデーションがあると思ってございまして、SNSを自由に発信してはならないだとか、そういった一部、明文化されてはいないけれども暗黙の了解として、やってはいけないことだったり、省庁としてはマニュアル化してはいないが、こういったものは避けるように指導しているだとかいった、今回、委員からも多数意見があると思うんですけども、私生活にどこまで入るべきかにはグラデーションがあると思ってございまして、実際、今どういったような、プライベートも含めた、あるいは業務外の時間も含めたことまで何かルール、暗黙なり明文化されたルールがあれば教えていただきたいというふうに思っています。
- 鎌田座長 当局の方で、今ルールがあるかどうかだけ、お願いします。
- 佐藤刑事局総務課長 今日御説明しましたとおり、国家公務員倫理法でありますとか倫理規程というのがございますので、その範囲で規定しています。それには当然、職務外の行為も含まれているわけですが、それについて事細かにいちいち、これは駄目、これは駄目という規律を明確に設けているということはございません。暗黙と言われると、何ともお答えがしにくいと思います。
- 鎌田座長 先ほど御紹介のあった地域委員会作成のコンプライアンスマニュアルとかいうようなところで、それぞれに具体的なことを掲げたりというふうなことはないですか。
- 佐藤刑事局総務課長 そうですね、そのコンプライアンスマニュアルでは、これまで非違行為とされたことの実例などが記載されていますので、それによってある程度、こういうのが非違行為になるということでは分かるのではないかと考えております。
- 鎌田座長 ほかに御質問はいかがでしょうか。
- 山本副座長 今回のコンプライアンスマニュアルの関係なんですけれども、これは職員に配布したり、グループウェアに掲示するというようなことが書いてあるんですが、倫理研修とかをやる場合に、これを活用して研修を行うというようなことは行われているんでしょうか。
- 鎌田座長 当局、お願いします。
- 佐藤刑事局総務課長 これは各高検単位、地域委員会単位でやっておりますので、その高検単位、あるいはその地域単位で教材としてこれらを用いるということは当然でございます。
- 鎌田座長 ほかにいかがでしょうか。
- どうぞ、紀藤副座長。

○紀藤副座長 二つ質問と、お願いがあるんですけども、一つは資料3の、今の非違行為等防止対策委員会等についてという資料の関係なんですけれども、前回、言いつ放しじゃなくて資料を添付してくださいとちょっとお願いしたと思うんですが、ここに東京高検から高松高検まで、それぞれの地域委員会で何らかのマニュアルがあるということが書かれているんですね。東京高検に関しては、情報公開の関係で、私も、情報公開された方がいらっしゃって、そこからその内容を入手はしているんですが、この東京高検の非違行為等防止対策地域委員会のマニュアルみたいなものは、「品位と誇りを胸に」というものなんですけれども、これは平成20年初版、そのあと、平成26年初版、平成23年初版とか、初版があるじゃないですか。一つは、この初版ができた経緯を教えてくださいと思っているんです。それまではなかったのかどうかというか、ないものを作ったということは、そのときに何かあったのかもしれないし、やはりその経過が知りたいということと、そもそも在り方検討会議、それから、その前の村木さんの事件は平成22年、23年の話なので、この「品位と誇りを胸に」の初版を見ると、平成20年初版となっていますので、初版とその平成23年以降がどの程度変わったかということは当然、資料的価値があると思いますので、一度拝見させていただきたいというのがお願いと、もし分かれば、その質問の答えをしていただきたいというのが1点です。

それから、もう一つは、先ほど公務員法上の処分で、平成23年以降、1件、これは在り方検討会議以降、1件あったという話で、平成24年の戒告というふうに言われましたけれども、私が調べた感じだと、戒告はほかにも幾つかあるように見えるんです、メディアの報道だけ見ているとですね。あえてここでは触れませんが、その後も幾つも戒告はあるような気がしますのと、もう一つは、監督法上の処分というのがあるじゃないですか。今回だと、問題になったのは嚴重注意の処分の在り方だと思うんですけども、行政上の監督上の処分を入れていただかないと、具体的な現場のことが分からないので、やはりそれははっきりと明示していただきたいと思います。

先ほど、井上委員からちょっと発言がありましたけれども、村木事件は刑事事件になったと、今回は刑事事件じゃないじゃないかと、その比較対象のときに、国民の意見としての嚴重注意は軽過ぎるんじゃないかというような国民世論的な批判があると、にもかかわらず、嚴重注意の部分をあえて外して、公務員法上の処分だけと言われても、それは何かちょっと、むしろ情報公開としては中途なので、やはり行政上の監督処分も含めてきちんと公開していただいて、その数も明らかにしていただきたいと思いますけれども。

○鎌田座長 当局、今答えられることはありますか。

○佐藤刑事局総務課長 まず1点目の、本日の資料3に関わるマニュアルですが、本日記載したのは初版の時期が分かるものということで記載をしています。少し確認しなければなりません、その初版のものが現在残っているかどうかという点もございますので、ここは確認をさせていただきたいと思いますし、また経緯についても私、直ちにお答えできませんので、そこは調べておきたいと思います。

続きまして、本日紹介した国家公務員倫理法違反の事件が1件と申し上げました。これは戒告という処分になっております。前回お尋ねがありましたのが、正に国家公務員倫理法違反によって処分を受けた例ということでしたので、その点に限って本日は御説明しております。それ以外に、懲戒処分としての戒告というのが当然ございます。戒告以外にも懲戒処分

はいろいろありますが、そのような処分を受けている例は当然あるというふうに承知しております。本日紹介したのは、正に国家公務員倫理法に違反するものとして紹介をさせていただきました。

○紀藤副座長 数が分かるかどうかも含めて、分かるのであれば、今言っていただけだと思います。

○佐藤刑事局総務課長 国家公務員倫理法違反については、確認したところ、平成24年以降、1件であるということでございます。

○紀藤副座長 行政上の監督処分については答えられないですか。

○佐藤刑事局総務課長 国家公務員倫理法違反について行政上の監督上の処置があったかどうかは、少し確認をさせていただきます。ちょっと分かるかどうかということがありますので。

○紀藤副座長 分かれば教えていただきたいと思います。そこは確認しないと先に進めないと思うんですね、事実確認の問題なので。私が聞いている範囲でも、戒告ないし厳重注意のたぐいでも、世間から見たら相当問題があるような事案もあると思われるんです。だから、それはどういう事案においてこういうことをやったのかということは必要ではないかというふうに思いますけれども。そういうことが繰り返し行われているようであれば、やはり検察の理念は余り有効に機能していないということも意味すると思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

当局の先ほどの説明に対する質問ということがもうなければ、意見交換に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、検察官の倫理につきまして、委員等の皆様に意見交換を頂くことといたします。なお、この問題に関しまして、ほかの法曹あるいは省庁、民間での取組も踏まえて議論する必要があるという御意見を前回も頂いているところでございますので、そうした御経験をお持ちの方につきましては、御発言に当たりまして可能な範囲で御出身の組織における取組等の御紹介もしていただければと思います。

それでは、発言を希望される方は挙手をお願いいたします。

では、篠塚委員、お願いします。

○篠塚委員 まず、弁護士の規律と、それを支える制度について、レジュメをお配りしていますので、それに沿って説明させていただきます。まず規律と、それから制度を支える懲戒等の制度の問題と、分けて説明させていただきます。

弁護士の場合は弁護士法、それから日弁連の会則、かつては弁護士倫理といわれていたんですけども、弁護士の職務基本規程、これは13章82条に具体的に記載して、これに違反した場合には、もちろん努力規定と、そうではない、本当にそれに違反しただけで懲戒になるという二つに分かれますけれども、努力規定であっても、違反の程度が高い場合には、弁護士法56条に基づいて、品位を失うべき非行として懲戒の対象になるということで、かなり緻密に、詳細に、この規定を置いているということでございます。

それから、弁護士、これは法曹一般に通じるんだと思いますけれども、常に深い教養と高い品性の陶冶に努めると、そして、もちろん法律及び法律事務に精通しなければならないということを掲げて、これに違反した場合にも当然、程度がひどい場合には懲戒になるということ。

それから、弁護士法、それから会則、それを具体化しているのが基本規程なんですけれど

も、第4章には刑事弁護における規律等も記載しておりまして、最善弁護ということに記載しておりますし、接見の確保と身体拘束からの解放に努めることとか、あるいは防御権の説明と不当な制限に対する対抗措置の努力義務等も記載しております。第5章から9章の中には、第71条、これは細かく書いておりませんが、事件の相手方との関係における規律として、弁護士が信義に反して他の弁護士等を不利益に陥れてはならないというようなことも記載しております。

それから、これを支える、今言ったのが実体法ですけれども、制度におきましては、弁護士法に懲戒に関する規定がありまして、懲戒事由というのは会則違反、その他職務の内外を問わず品位を失うべき非行があったときというふうに記載しておりまして、懲戒の種類は戒告、2年以内の業務停止、退会命令、除名となっております。

これを審査する人の問題ですけれども、綱紀委員会と懲戒委員会、そして、司法制度改革審議会の答申等もありまして、現在は弁護士、裁判官、検察官、学識経験者を構成委員としています。特に日弁連の懲戒委員会におきましては、弁護士8名、裁判官、検察官2名、学識経験者3名、8対7という構成になっております。さらに、綱紀委員会というのは言ってみれば検察のような役割を果たしているわけですけれども、それに不服があって、日弁連の単位の綱紀委員会、日弁連の綱紀委員会でも懲戒に付さないとなった場合には、綱紀審査会という制度が、これも司法制度改革の中に出てきたわけですが、これは元裁判官、元検察官、あるいは弁護士であっても、委員にはなれなくて、非法曹の学識経験者11名で構成されております。ここで懲戒に付さないということの適否について更に検討できるという形で、開かれたものとして運営がされております。懲戒になった場合には公告、公表もありますし、裁判所をはじめ検察庁に対しても通知をいたします。

これも司法制度改革の中に出てきたわけですけれども、ただ、懲戒に付すというのはかなり重い手続ですので、苦情窓口というのを、東京弁護士会でもそうですけれども、土日祭日を除いて毎日開いております。そこで苦情を受け付けて、かなりの部分はそれで納得してもらえますけれども、その中でやはり弁護士会として懲戒に付するというものも含めて、綱紀懲戒制度の前段階としてやっております。

それから、倫理研修については、これもだんだん強化されておまして、現在は初年度、登録後3年、それから登録後5年、その後も5年ごとに倫理研修の義務を課しております。弁護士白書を見ますと、参加率は2017年度は、対象が9,857人で義務履行者が9,737人で、義務履行率は98.8%となっております。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。ただいま詳しく御説明いただきましたけれども、弁護士会の状況について御質問があれば、まず出していただければと思いますが。特に質問はよろしいですか。

どれぐらいの件数が懲戒にかかっていますか。

○篠塚委員 今、御存じのように濫請求といって、一定の書式でばっと送られてくるのが多い場合には1万件を超えることになってきますけれども、ちょっと弁護士白書を持ってききましたので確認しますと、実際に懲戒処分になっている件数というのは1年間でも100件前後でして、その半分から半分以上が戒告で、それ以外の重い処分というのは、業務停止が1年未満で、それが3割ぐらいということなんです。懲戒請求がなされて大半は懲戒しないという処

分になります。実質的にと言ったらおかしいですけども、濫請求を除く懲戒請求件数は、1,000件から2,000件ぐらいというふうに理解したらよろしいかと思います。

○鎌田座長 ありがとうございます。

山本副座長、どうぞ。

○山本副座長 山本ですけども、職務内外の品位を失うべき非行という、職務外のものも事案としては結構多いという感じですか。

○篠塚委員 これはちょっと、法務省の方と相談があったときに調べてみたんですが、賭けマージャンってあるんですかというのがあったので、調べてみたんですけども、これがカジノバーでバカラ賭博をやって懲戒になった人がいますし、職務外でも飲酒運転で逮捕されたりとかある場合には懲戒になって、それはもう刑事犯罪ですが、ゴルフの帰りにお酒を飲んで、みたいなものになりますね。決してないというようなことではありません。

○鎌田座長 ありがとうございます。御意見の方もお願いします。

○篠塚委員 意見の方は、ちょっと立ち入ったことなんですけれども、検察の理念の10項目というのは、先ほど言いました弁護士の職務基本規程だとか諸外国の倫理規程に比較するとかなり少ない、10項目しか挙がっていないので、その分やはり、かなり抽象的ではないかという感じがしました。そういう意味で具体性がなくて、本当にこれで懲戒の規定になるのかなという疑問がまずありました。

それから、先ほども言った5項のところの、取調べにおいて真実の供述が得られるように努めると、これは正に検察の風土あるいは土壌だと思うんですけども、やはり自白といいますか供述を取っていく、取調べを非常に捜査の中心に置いているということが出ているわけで、弁護側から見ますと、やはり黙秘権がある中で、これを正面に掲げるといえるのは、そろそろ考え直すべきところに来ているんじゃないかというような感じは受けました。

以上でございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

では、ほかの方からの御発言、いかがでしょうか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。今、篠塚委員も御指摘のように、検察の理念は、検察の精神及び基本姿勢と前文にあるように、抽象的なものです。検察官の仕事を考えてみると、非常に大きな権限があるけれども、刑事訴訟法でその権限をどういう基準で行使しろと下詔的に書いていないで、検察官の裁量に委ねている部分が大きいわけです。実際には自ずと実務的な基準が働いていると想像はしますけれども、それがどんな基準なのか外からは見えません。それがブラックボックスになってしまっている。そのため、検察官が従っている基準が妥当かどうかについて、言わば社会との間で対話するような形、構造ができていません。だから、もう少し具体的な行為規範に当たるものがあって良いと私は思います。

例えば検察の理念の1に、厳正公平、不偏不党を旨とするとあります。そうであれば、起訴、起訴猶予の判断、いわゆる訴追裁量するときに、こういう事項は考慮してはいけないという規範があってもよいと思います。

それから、3番目で、無実の者を罰してはいけないとあるのは当然ですけども、ではどれくらい有罪が確かであれば起訴してよいのか、起訴のための嫌疑の基準といわれるものが明文としてはどこにも書いていないので、公式には分からないですね。

それから、消極証拠についても集めなさいというのももっともですけれども、例えば、証拠開示制度が法律上は適用されない場面で、弁護人から被告人の有利になるかもしれない証拠があるはずだから見せてくれと言われたとき、どう対応すべきなのかという指針はどこにもないですね。

それから、第5項の取調べについて、任意性を確保しろとあるわけですが、それこそ弁護人から立会いの求めがあったときにどうすべきかについて何も指針がないです。現場の検察官は、それで迷うことがないのでしょうか。それから、取調べのなかで弁護人との相談の内容を被疑者に聞いてもよいかどうかは、かなり微妙な問題ですが、それについても公式の指針は何も示されていない。

それから、第7番目のところで、秘密を厳格に保持せよとあるわけですが、逆に、報道機関に情報を出すときにどういうことに気をつけなさい、そういう規範が必要ではないかと思うのですが、それも全くなくて、行為の基準が示されていません。そのために、言わば社会と検察の対話の基盤ができていないという問題があると思います。

○鎌田座長 法廷も一つの場ではあるんですよ。検察がじかに社会に説明するのか、訴訟の場で……

○後藤委員 それは基準の説明なのかどうか、分からないですけども。

○鎌田座長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 ちょっと後藤委員の趣旨を理解しかねて、社会との対話というのがよく分からなかったんですけども、捜査中のことについては公にできない部分というのが相当多いということは、まず御理解いただけと思うんですが、社会との対話ってどういうことを考えておられるのか。

○後藤委員 例えば、訴追裁量においてこういうことを考慮すべきでないという方針が検察庁にありますとなったら、その基準が妥当かどうかの議論ができるということです。あるいは、仮に、一定の条件の下に被疑者に対して弁護人との相談の内容を聞いてもよいという規範を作ったとすれば、それが妥当かどうかの議論が正面からできます。今そういう規範はないので、結局、検察官たちがどういう基準で判断しているのかが分からないわけです。

○鎌田座長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 対外的にどこまで出すかというのは、私が答えるのがいいかどうかは知りませんが、検察の現場のいろいろな考え方があっていいと思いますけれども、今、委員がおっしゃっていることのほとんどは違法、不当、不適正な捜査みたいなことに当たり得るところじゃないかと思うんですけども、それについては苦情申立て制度というのが検察にはありまして、例えば接見のことであれば、「接見内容を聞かれたりした、不当な捜査じゃないか」と、そういう苦情の申立てが弁護士さんから上がってくることもあるんです。そうすると、それはまず地検で調査した上で、最後、監察指導部まで全部上がってくるんですが、その苦情申立てには、そういう制度の中で、不当なものは適宜、指導していると、検察の中で自浄的な仕組みが出来上がっている、そういう実情はあるということですね。全部ブラックボックスに入るといっても、監察の結果は参与に定期的に報告して、これは各案件、全部報告するんですけども、そうやってそこで御意見を受けながら、現場の指導に当たっていると、そういう状況にある。私がいたときはそんなふうにはやっていた。

○鎌田座長 ありがとうございます。

太田委員，どうぞ。

○太田委員 太田でございます。公務員全般について，国家公務員法なり地方公務員法上の服務に関する規定で服務規律というのが決まっています，検察官にも適用があるわけですから，全体の倫理担保といいますか，その服務規律のありようというのは公務員共通項のようなところで決まっていると思います。私のおりました警察でも，そこはそういうことで，大枠というのはもう常にそこで決まっています。

それから，細かい服務上のルールといったようなものについては，それぞれの省庁とか機関で定めを置いている例もあるかもしれませんが，ただ，いずれにしても枠組みというのは，国家公務員法なり，あるいは人事院の示している懲戒処分の指針なり，ああいったもので行為類型というのは定められてきているということのかなと思います。

警察の場合ということで，ちょっと御紹介をいたしますと，基本となる基準は今申し上げたようなところではありますけれども，特に倫理の確保，警察の場合にも，やはり警察職員の不祥事といいますか，非違事案がありますと，非常に市民の信頼を損ねて職務遂行に大きな影響があるものですから，非違事案の防止というのは大きなテーマになっています。特に，管理監督の立場にある警察職員にとっては常に念頭にあるといいますか，重視をしているところでありまして，そのために恐らく一番エネルギーを入れていると思いますのは，私は最後に警察大学校にいたということもあるんですけども，教育という部分については相当，エネルギーを割いているところがございます。

警察組織というのは，基本は都道府県警察で，大半の警察職員というのは地方公務員なんですけども，ただ，このままだと全国一定の水準が保てないものですから，教育制度というのは全国統一の格好にしていまして，一般の警察官の場合ですと，最初，巡査で入れば，都道府県警察学校に半年なり1年近くなり入る。それから，階級制度を取っていますので，階級が一つ上がるたびに，例えば巡査が巡査部長や警部補に上がれば管区警察学校というブロックごとの学校に入る。最後，警部以上の幹部になりますと，警察大学校に，これは全国から集めて指導を行います。もちろん専門的な技術の教育も行いますが，まず例外なく全ての教育課程，様々ございますが，全ての教育課程の中に職務倫理という時限を必ず入れていまして，警察大学校でやっているような幹部教育の場面ですと，単なる講義にとどまらず，実際にあった事例を示しながら，こういう事例に対してはどう対処するかとか，あるいはこれを防止するために組織のマネジメントをどうやったらいいだろうかといったようなことを演習形式で時間をかけてやるというような，そういう教育の工夫をして，やっているところであります。

また，今日も御説明ありましたけれども，これも各省庁，濃淡とか程度の差はあるんでしょうけれども，やはり機会あるごと，会議の場ですとか，あるいは通達等の指示もありまして，様々な形でそういった点についての注意喚起と意識の徹底というのを図っているというのが特徴として挙げられることかなと思いますので，ちょっと御紹介をさせていただきます。

それから，御意見を伺っていて思ったことですが，倫理と申しますときに，今御紹介したような点も含めて，服務規律の世界の話というのが多分，一般的な観念だと思います。先ほど来，篠塚委員とか後藤委員のおっしゃっているような刑事手続の中における様々な，倫理といいますか基準というのか，そういう世界ももちろんあるとは思いますが，

これはいわゆる一般的な公務員倫理の世界とは少し違う話なのかなというのを、伺っていて感じまして、刑事司法手続の話は言ってみれば、公判廷というフィールドがあって、そのフィールドで行われる裁判という競技のルールを、フェアプレーをきちんとやりましょうという格好で定めるべしという趣旨のようにも聞こえてきて、そうであるならば、アメリカの例の御紹介もありましたけれども、法曹界、裁判官、そして両当事者、共通のルールの世界なのかもしれないと。ちょっと公務員倫理、服務規律の世界とは次元を異にする話のような印象を受けましたので、感想として述べさせていただきます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

鵜瀬委員、お願いします。

○鵜瀬委員 鵜瀬です。先ほどちょっと意見にわたる部分を申し上げたので、少し補足させていただければと思います。

今、ほかの委員からも、こういう規律を作った方がいいんじゃないかとか、こういう教育方法があるんじゃないかというような御提案が展開されています。こうした方がいいんじゃないかという議論はたくさんできると思うんですけども、今回の倫理が問題とされた最初の、非常にハイレベルの方による賭けマージャンというところに戻ると、何を守っていいかわからないから、規範がわからないからやってしまった、守れなかったとか、そういう問題ではないと思うんです。したがって、守るべき事項を詳しくすれば解決できるという問題ではないのではないかとこのように思います。しかも、その事実関係がよくわからないという種類の問題ではなくて、やったこと自体も大体は明らかにされているわけです。

そうすると、どうしてそういう問題が起きてしまったかということについて、ちょっと想像にもなりますけれども、恐らくは、これぐらいならいいだろうとか、見つからなければいいだろうとか、そういう内輪の論理のようなものが働いて、起きてしまったことではないかというふうに想像されます。これはコンプライアンスの問題ではよくあることなんです。何回か前、前々回でしたか、会社の常識は世間の非常識とかということが言われるという紹介をさせていただきましたけれども、自分たちの内輪の中ではまあまあ、自分で自分を許しているというような部分があって、それが問題視されるようになったということだと思うんです。

したがって、違法でなければいいというような感覚も問題になるわけで、違法でなくても不適切と世間から糾弾されるということはよくあるので、それを紙にしていくとか研修していくということをする必要かもしれませんけれども、どちらかというところ、それぞれの方が、特に上にある方であればあるほど、自分のやっていることが外から見えたらどういうふうに見えるのだろうかという感覚で、その職務を、職務だけじゃなくて私生活も含めてかもしれないかもしれませんけれども、自己規律されていくということが一番重要なのではないかとこのように考えます。

一般の検事さんに関していろいろルールを作ったりとか、それから苦情申立ての仕組みを作ったりとか、それはそれで必要ですし、機能させていくべきだとは思いますが、今回問題になったことに関して言うと、そういう種類の問題ではないのではないかとこののが私の認識です。

以上です。

○鎌田座長 ありがとうございます。

紀藤副座長。

○紀藤副座長 議論を、各論と総論の問題があると思うんですけども、まず総論の問題をちょっと整理しておいた方がいいかなと思ったのは、太田委員からもちょっと話がありましたけれども、河合先生もちょっと書かれているんですが、法曹三者の倫理というのは一般の公務員と比較して高いのか、低いのかという議論はした方がいいと思うんです。法曹三者というのは、弁護士と検察官と裁判官なんですけれども、河合委員のレジュメには、法曹三者に関して特別なものがあるということが記載されていまして、私もそれはそのとおりだというふうに思っているんです。その根本原因ですね、なぜ法律の専門職として何らかの品位が一般の公務員よりも高いものが要求されるかということ、やはり総論として議論すべきだというふうに思いますので、一般の公務員と同じという議論をしてしまったら、それはそれでまた一つの理屈が成り立つんですけども、より高い品位が求められるのであれば、また別の理屈になりますので、そこはちょっと整理した方がいいと思うんです。

私は前回、公益の代表者という概念がとても重要だという話をしたんですけども、もう一つ、検察官は単なる公務員ではなくて独任官庁であるということです。独任官庁という言葉は1回目に、今日来られた佐藤さんが議事録11ページの中に、一般に検察官については独任制の官庁であると言われてたりしますというふうな話をされていて、検察官は訴追裁量を持っているので、全ての訴追、それから訴追しないことも含めて、一人で決められるということが国の権限として認められているわけです。そのことはとても大きな役割を担っていると思うんです。裁判官も一人で判決を書けるわけです、単独であれば。そのぐらい重い職責を担っている人が、一般の公務員、つまり末端の公務員も含めて、同じ倫理に服するというのはやや無理があるんじゃないかというふうに思うんです。それは、弁護士がなぜ、職務の内外を問わずとか、それから、弁護士は私益の事業者にもかかわらず、相手方の代理人や依頼者にも配慮しないといけないというような考え方になっているわけであって、それは社会正義を実現する者、法の正義を実現する者として、一定の社会に対する役割を担っているからだというふうに思われる。それ以外になんか正当化理由は成り立たないと思うんです。

ですので、検察官が独任官庁であること、公益の代表者になれる資格を持っていること、弁護士は社会正義の実現、検察官と同じでしょうけれども、裁判所の司法を担う者として、何らかの一定の義務を高品位に担っているということがいえるんじゃないかというふうに思うので、そこはちょっと議論した方がいいと思います、違うのかどうか。

それから、各論としては、「検察の理念」というのは、検察官の理念となっていないですよ。今日の資料1の1と1の2を見ても、検察職員の理念になっていて、つまり一般公務員の理念ということで抽象化されているわけです。そういう立て方がいいのかどうか。例えば、検察の理念の1項では、「国民全体の奉仕者として公共の利益のため」と書いてあるんですけども、国民全体の奉仕者というのは一般の公務員全員そうなわけであって、それと同じ倫理であれば、正にこの理念でいいんでしょうけれども、検察官に特別な倫理が成り立つのであれば、この検察の理念では不十分ということになりますから、そこはよく考えた方がいいんじゃないかというふうに思ったりもします。

ちょっと時間の関係があるので、井上さんの議論は、さっき新しいIT技術とかいう話をされましたけれども、それも検察の理念から出てくる話なので、議論してもいいのかなと思っているのは、8項とか9項とかは「変化にも対応し得る幅広い知識や教養」であるとか、「刑事政策の目的に寄与する」ということまで書かれているわけであって、その中にはGP

SやIT技術を使った仮釈放の在り方であるとか、録音・録画システムとかITを使った取調べの在り方とか、いろいろこれは考えられるわけであって、やはりこの検察の理念というのは単なる倫理ではないので、目的志向で書いている、そのこと自体がいいかどうかは別なんですけれども、もう少し具体化することは可能なのかなと私は思っています。

○鎌田座長 ありがとうございます。

残り時間があと5分になってしまいましたけれども、河合委員、どうぞ。この後、山本委員も小林オブザーバーもいらっしゃいますので、できるだけ簡潔をお願いします。

○河合委員 今、法曹倫理について紀藤委員の御発言がありました。法曹倫理等については、これは非常に長い歴史があって、そういった中で培われてきて、先輩から助言、指導を受けながら不文律として構成され、確立されてきたものと理解しています。つまり法律をつかさどる法の番人として、厳しい倫理が求められているということかと思えます。そういうことですので、それと一般公務員と違うのかというのは、私もなかなか分からないところですが、そういった観点から考えておく意味はあるかと思えます。

一つ、裁判官については正に国家権力を行使するという意味で高い倫理が求められるわけですが、検察官も、権力行使という点では裁判官と似たところがあるものですから、そういった意味では、より高い倫理が求められるということはあるかと思えます。

○鎌田座長 山本隆司委員。では、小林オブザーバー。

○小林オブザーバー お時間もあると思いますので、簡潔に。総論という意味では、今議題になっている、検察官の方がほかの公務員の方とか、あるいは裁判官の方とどう違うのか、あるいは同じ倫理でいいのかという点の一つ、重要だと思うんですが、それに加えて、やはり今回そもそもなぜこの話が話題になっているのかというところに立ち戻ると、やはりプライベートにおける倫理観というのをどの程度まで明記していく必要があるのか、明文化していくべきなのかということは大きな論点になるのかなと思います。なので、検察の倫理の中には、今の文章の中で職務外については言及されていない状況のように見えますけれども、これを変えるべきかどうかというのは、是非、次回以降になってしまうと思いますが、皆様方の御意見を伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○鎌田座長 ありがとうございます。

先ほど、山本隆司委員は挙手されたわけではないですか。

○山本委員 では、一言だけ、確認にすぎませんけれども、一般の公務員と検察官という対比を余りにも強調するのは、やはり少々議論を違う方向に持っていくことになる可能性があるもので、注意した方がいいだろうと思います。先ほども発言がございましたけれども、一般の公務員に関しましても当然、政治との関係、あるいは中立性の問題がございますし、また、規律は公務員の中でも職種あるいは職位によって変わってくることでございまして、この点は検察官と共通の面がかなりあるだろうと思います。それから、IT技術の問題も、もちろんこれは一般の公務員といえますか、一般の行政機関にも正に求められていることですから、その辺は少し整理して議論した方がよろしいのではないかと、それだけでございます。

○鎌田座長 ありがとうございます。

まだまだお伺いしたいといいますが、民間企業ではどうしているかとか、あるいは大学はどうしているかとか、私は医道審議会をやっておりまして、医師の倫理規程というものも参考になる部分があると思いますので、それらは追ってまた、次に御発言いただけるような

機会を作りたいと思います。申し訳ございません、不手際で議論が詰め切れませんでしたけれども。

紀藤副座長、どうぞ。

○紀藤副座長 井上さんが監察の話がされたと思うんですけども、今日の佐藤さんの話だと、結局、国家公務員倫理法違反の処分だけを開示されたんですね。だけれども、先ほどの説明は、全体の説明は国家公務員法上の処分の話をされて、内外には品位の条項が国家公務員法にあると言って、懲戒処分の規定を説明されたわけだから、本来であれば国家公務員法上の処分も含めてちゃんとつまびらかにしていただかないと、説明と理由がそごしていると私は思っているんです。ですから、それと監察の問題も結構リンクしていて、結局、行政法上の監督処分もそうなんですけれども、監察上のどういう問題があつて、その方がどういう、最終的に検察官として身を処せられたかというのは、やはり情報としては意味があるのかなと私は思っているんです。それはなぜかということ、普通の行政上の監督処分をしなくても、依願退職とか、實際上辞めるということは幾つもあつて、報道を見ると、処分はされないけれども辞めましたという人も実はたくさんいるんです。私の知り合いでもいますし。そうすると、そのあたりのことは井上委員に聞かないと分からないところであれば、やはり井上さんに20分ぐらいしゃべってもらった方がいいのかなと正直言って、思うんです。

それから、リークの在り方も同じなんです。リークがないかと言われたら、私は現場でいろいろな事件をやっていますから、どう考えてもこれはリークであるしかないとか、それから、警察官から文句を言われたこともあります。要するに、このリークはどこから出たか分からないと現場の警察官が言っていて、非常に不満を上の上司に言われたようなケースも実際にあります。特に、捜査情報であるとか、捜査情報がその日の朝にほぼ確実に漏れているとか、そういうことも、どうしてそういうことが起こるのかは正直言って、分からないんです、現場の警察官からは言わないでくれと言われていたわけですから。そういうことも含めて考えると、リークって実際にどういうふうになるのか。会見を開いているのは分かるんですよ、メディアから会見ペーパーを拝見しますから。だから、会見を開かれているのは分かるんですけども、会見以外で何があるのかはやはり明らかにしていただきたいなと、そこら辺のニュアンスも含めて、一回、20分ぐらいしゃべっていただきたいというのが私の希望です。

○鎌田座長 最初の点は、公務員倫理法違反の懲戒処分の件数という御質問だったので、懲戒処分でないものはお答えがなかったのですが、それも出せという御要望と受け止めていますので。

○紀藤副座長 監察の集計とかの井上さんの話はですね、それはあたりでも構わないですけども、感覚でも構わないので、やってもらいたいです。

○鎌田座長 ちょっと定刻過ぎてしまいまして、申し訳ございません。まだまだ議論は続きそうですので、次回、続けてこの議論をしていきたいと思っております。

今後の進め方につきましては、本日までに頂戴した様々な御意見で、どこに対立点があるかというようなことを少し整理した上で、副座長、事務局と相談して、今後の議論の進め方についての第1次のプランを提示できるように務めてまいりたいと思っております。本日の議事については、申し訳ございません、中途半端でありますけれども、定刻を過ぎましたので、ここまでとさせていただきます。

本日の会議の議事内容につきまして、特に公表に適さない内容はなかったと思われまして、発言者名を明らかにした議事録を作成して、法務省のホームページ上に公表することとさせていただきます。また、配布資料につきましても公表させていただきますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、次回の会議の予定につきまして、事務局から説明をしてもらいます。

○**保坂事務局** 御都合のつかない先生方には恐縮でございますが、次回、第4回会議につきましては、9月10日木曜日、午後1時から開催予定としております。その会議の方式等につきましては、追って御連絡をさせていただきます。

○**鎌田座長** 本日はこれにて閉会とさせていただきます。

長時間にわたって熱心に御討議いただきまして、誠にありがとうございました。